

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年12月14日・15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員選任・解任委員会について、次の不備があった。</p> <p>① 評議員選任・解任委員会の開催について理事会で決議がなかった。</p> <p>② 評議員選任・解任委員会の議事録が理事会に提出されていなかった。</p> <p>③ 評議員選任・解任委員会に委員長を置くことと規定されているが、委員長が置かれていなかった。</p> <p>④ 委員会の議長は委員長とすると規定されているが、開催ごとに議長を選出していた。</p> <p>については、貴法人の運営細則に基づいた評議員選任・解任委員会の運営を行うこと。 (評議員選任・解任委員会運営細則第6条、第7条、第10条第5項、第12条第1項)</p>	<p>次回評議員選任・解任委員会から運営細則に基づいた運営を行う。</p>
2	<p>平成3年5月28日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。 (法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>在任監事の過半数が出席し、議事録に記名押印しているので、同意の事実があるものと考えていた。</p> <p>次回の監事の選任の理事会から監事の同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残す。</p>
3	<p>役員等の報酬について、規程に定めがないものは評議員会で別に定めることとされているにもかかわらず、常勤の理事長及び常務理事に</p>	<p>次回評議員会で取扱いを協議する。</p>

	<p>支給される賞与について、当該賞与額が評議員会で決定されていなかった。</p> <p>ついては、当該賞与の額の取扱いについて評議員会で協議すること。</p> <p>(役員等報酬規程第4条)</p>	
4	<p>消費税及び地方消費税の額は、課税対象となる課税売上高が発生する拠点で租税公課として費用計上すべきところ、すべて法人本部拠点区分に計上されていた。</p> <p>ついては、課税対象となる課税売上高は、法人本部拠点区分以外の拠点で発生しているため、費用を負担すべき事業区分、拠点区分又はサービス区分に費用計上すること。</p> <p>なお、前回も同様の指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い7、留意事項13(1))</p>	<p>費用を負担すべき事業区分、拠点区分又はサービス区分に費用計上する。</p>
5	<p>令和2年度決算に係る資産総額変更登記が遅延していた(登記日:令和3年7月1日)。</p> <p>ついては、資産総額の変更登記は、会計年度終了後3か月以内(毎年度6月末日まで)に行うこと。</p> <p>(登記令第3条第3項)</p>	<p>会計年度終了後3か月以内に行う。</p>